

清 監 第 1 号

令和 6 年 4 月 1 日

清水町長 関 義弘 様

清水町議会議長 佐野 俊光 様

清水町監査委員 鈴木 清文

同 松浦 俊介

令和 5 年度随時(工事)監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第5項の規定により、令和 5 年度随時(工事)監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和5年度 随時(工事)監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく工事に係る随時監査

2 監査の期日

令和6年3月27日

3 監査の対象

令和5年度柿田川公園堂庭口遊歩道整備工事

今回の対象工事箇所である町の東側から柿田川にアクセスする堂庭地先の遊歩道については、現況の自然や環境を後世に残していきたいとの考えなどから、これまで町では主だった整備は行ってきていない。

しかしながら、近年、同遊歩道を利用する町民や観光客の増加に伴い、足をとられることによる事故が発生するなど、できるだけ早期に安全性を確保することが求められる状況となっていたことに加え、令和5年度に、全国水環境保全市町村連絡協議会全国大会である『名水サミットinみしま・しみず』を三島市と共催することが決定しており、全国から多くの来町者が見込まれる中、主催する立場として相応の整備を行う必要性が生じていた。

このため、既存の遊歩道におけるコンクリート階段などの構造物を撤去した後、地下排水溝を敷設し、手すりを備えた新たな階段を設置するほか、歩道の入口等を拡幅、舗装することにより通行に支障のない空間を確保するなど、今後における利用者の安全性の向上を図ろうとするものである。

なお、令和4年度において、委託により当該整備工事に伴う測量設計業務が完了済みである。

4 監査の範囲

上記3の対象工事について、入札執行同等の契約関係書類及び設計図書などの提出を求め、工事に関する事務の執行が適正・適切に行われているか、監査を実施した。

5 監査の方法

都市計画課から提出された工事請負契約書、設計図書及び工事関係書類の審査を行うとともに、課長職及び課長補佐職にあたる職員らから工事に至る経緯、工事全体の概要、執行状況等について説明を受け、現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、当該工事に係る事務手続及び契約、設計図書、完成写真、工事管理簿、検査復命書などの各種書類については、おおむね適切に処理されており、現地調査では、手摺工や階段工でスケールをあてて計測したが、いずれも問題なく、正確に施工されていることが認められた。

監査の過程並びに現地調査の際に行った口頭による軽微な指摘・要望等については記載を省略するが、審査の意見としては以下に述べるとおりである。

地方自治体が契約を締結する場合、一般競争入札の方法によることが原則であり、比較的簡易な手続で契約の相手方を決定することができる随意契約による方法は、あくまでも例外であって、その運用を誤ると契約の公正性が失われることとなるが、当該工事の完成後に発注した「柿田川公園堂庭口遊歩道舗装工事」など3件の関連工事は、当該工事と同一の請負業者への随意契約によるもので、客観的に柿田川公園の堂庭口遊歩道の整備と一体を成すものと見受けられるため、各々の工事の契約に対する説明責任が求められることを認識するとともに、組織としてのコンプライアンス意識の向上に引き続き取り組まれない。

また、当該工事の施工に直接的な影響を及ぼすものではないが、第2回目の「建設工事変更請負契約書」の設計書における土留柵工、見切工、舗装工及び取合い工では、変更が生じているにも関わらず、変更後の標準断面図及び土工定規図・構造図に変更内容が反映されていない。工事監査の根幹を成す重要な資料であり、所管課内におけるチェック機能が十分に働いていないことが懸念されるため、早急にチェック体制を見直すなど、その再構築に努められたい。

結びに、今般の監査対象の柿田川公園堂庭口遊歩道など、今後、柿田川周辺のインフラ整備を行うに当たっては、利用される町民はもとより観光に来町される方々の安全確保を最優先にするよう努めることに加え、常日頃から町による適切な管理が行われていくことを期待する。